

一般競争入札説明書

(令和6年度岡山市立総合医療センターにおける印刷物の単価契約)

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター契約規程（以下「契約規程」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されているものとする。ただし、平成26年4月以降に地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「法人」という。）と取引の実績がある場合は、登録の有無を問わないものとする。
- (3) 岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。

2 入札方法等に関する事項

- (1) 郵便入札のため、入札回数は1回とする。
- (2) 入札参加者は、公告において指定する「入札（見積）書」に必要事項を記入し、記名押印（押印は、代表者の印に限る）した上で提出すること。また、入札金額内訳書は、全ての項目に対し金額を記入し、合計金額も記入したものを併せて提出すること。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札に際して、契約規程を遵守すること。

3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告において指定した日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、申請書等に基づき参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行うまでもなく、4(1)から(7)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 入札執行者は、前項により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は、低い価格で入札書を提出した者から順に交渉をする。
- (4) 同一価格で入札した者（以下「同一価格入札者」という。）が、2人以上あるとき

は、後日当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせるものとする。

- (5) 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (6) 前号による場合のほか、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター会計規程第45条に規定する契約責任者が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。
- (7) 第5号又は第6号に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類は無効とする。
- (8) 法人は、入札の中止等に伴う損害賠償については、その責めを負わないものとする。

4 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印及び日付がない入札
- (4) 金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について、同一人が同時に2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 明らかに不正によると認められる入札
- (7) その他契約規程又は契約責任者が定める入札条件に違反してなされた入札

5 入札の失格に関する事項

参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する方法以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、岡山市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他契約責任者が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

6 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに参加資格確認申請を提出すること。

- (2) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 前号により確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めるときは、第2順位の入札書を提出した者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 前号により確認を行う場合は、第2号を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認められた日の2日後（休日を除く）の午後5時までとする。）
- (5) 確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 第2号から第6号にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

7 落札者の決定に関する事項

契約責任者は、第6項の参加資格の確認により、参加資格を有すると認められた者を落札者として決定するものとする。

なお、落札者は、法人が必要と認める場合を除き、落札者として決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない。

8 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

9 支払条件について

- (1) 代金の計算方法は、数量が確定した段階において、契約金額に確定数量を乗じた額に100分の110を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点未満を切り捨てるもの）とする。
- (2) 法人は、落札者から請求書を受領したときは、請求があったその翌月末日までに代金を支払わなければならない。

10 契約不適合責任について

落札者は、物品の所有権移転後、当該物品に契約不適合が発見されたときは、供給者に対し、その物品の無償修理若しくは代品の納入、又は金銭による賠償を請求することができる。この場合において、請求できる期間は、別に定めるものを除き、1年とする。

1.1 入札保証金及び契約保証金について

免除とする。

1.2 その他

この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規程に定めるところによる。

1.3 問い合わせ先

〒700-8557 岡山市北区北長瀬表町三丁目20番1号

岡山市立市民病院 用度課

電話 086-737-3000（内線2106）

FAX 086-737-3014

E-mail shimin_youdo@okayama-gmc.or.jp